

## 大阪市福祉局高齢者及び障がい者虐待対応支援業務担当職員要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市福祉局高齢者及び障がい者虐待対応支援業務担当職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (採用選考)

第2条 会計年度任用職員の選考は、次に掲げる要件に該当する者のうちから筆記（論文）試験、口述（面接）試験等の内容を総合的に勘案して行う。

(1) 社会福祉士又は社会福祉主事の資格を有する者

(2) 保健師又は看護師の資格を有する者

2 その他、採用選考に必要な事項は、「大阪市福祉局高齢者及び障がい者虐待対応支援業務担当職員採用選考評定要領」で定める。

### (再度の任用)

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### (業務内容)

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 高齢者及び障がい者に対する虐待の防止に関する区職員等への指導及び助言

(2) 権利擁護関係業務（成年後見制度等）に関する区職員等への支援

(3) その他事務補助

### (勤務地)

第5条 会計年度任用職員は、大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援グループ）に勤務するものとする。

### (勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 勤務日数は、週4日とする。

(2) 勤務時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

(3) 休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分間とする。

### (その他)

第7条 その他必要な事項は、福祉局長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。